

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡人権擁護委員協議会補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	自由人権思想の普及啓発及び人権擁護に寄与することを目的として、基本的人権を擁護して、市民の自由思想の普及高揚を促進するため、人権擁護委員法第16条第1項の規定に基づき佐渡人権擁護委員協議会が実施する事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	佐渡人権擁護委員協議会
補助対象経費	人権尊重思想の普及啓発に関する事業、人権擁護のための相談及び救済に関する事業、委員の研修に関する事業に要する経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限30万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	10/10
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 他に運営資金が見込めず活動の停滞が懸念されるため、活動費の上限を定め10/10以内を補助する。
数値目標等	B 数値化不可
	参加者アンケートが可能な事業については満足度80%以上目標 ○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 全体的には、費用対効果の数値化が難しいため、活動実績や実績報告書を総合的に判断して評価する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 特定の団体に対する補助金であるため、募集は行わない。
事業担当	（担当部署） 市民課
	（電話番号） 0259-63-5112